

# 実施体制の変更点について

## (1) 連絡会議及び警戒本部の本部長等

第3回会議資料で「調整中」としていた連絡会議及び警戒本部の本部長等については、第2回会議での委員意見を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握されたときに開催する連絡会議の段階から、保健医療部長を副会長とする体制に変更する。

### ➤ P29 図表 6 連絡会議の副会長を「保健医療部次長」から「保健医療部長」に変更

#### 【第2回有識者会議委員意見】

- ・連絡会議の副会長は保健医療部次長より保健医療部長のほうがいいのではないかと思う。

図表 6 (一部抜粋)

	新型インフルエンザ等 連絡会議	新型インフルエンザ等 警戒本部	新型インフルエンザ等 対策本部
第3回 会議資料 P28	会 長：防災監 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">調整中</span> 副会長：危機管理部長、 危機管理部次長、 <u>保健医療部次長</u>	本部長：防災監 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">調整中</span> 副本部長：危機管理部長、 保健医療部長、 危機管理部次長(2名)	本部長：知事 副本部長：副知事、防災監
パブコメ案 P29 ・ 改定版 P29	会 長：防災監 副会長：危機管理部長、 <u>保健医療部長</u> 、 危機管理部次長	本部長：防災監 副本部長：危機管理部長、 保健医療部長、 危機管理部次長(2名)	本部長：知事 副本部長：副知事、防災監

# 実施体制の変更点について

## (2) 状況に応じた実施体制の設置

第3回会議後に、事務局内で実施体制について再検討を行い、パブリックコメントにおける改定案に次のとおり反映した（意見なし）。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握されたとき、又は発生が確認され政府対策本部が設置されるまでの間において、状況に応じて、兵庫県危機管理基本指針に基づき、県独自で対策本部等を設置し、対応することとする。
- ・ 発生地域及び段階による設置基準とし、特に県内、関西広域連合構成府県及び隣接府県での発生に対して体制を強化する。

➤ P28の本文を変更

➤ P29に図表5（対策本部等の設置基準）を追加

図表5

段 階 発生地域		疑 い	発 生	
		発生疑いが把握されたとき (兵庫県危機管理基本指針)	発生が確認され、 政府対策本部が 設置されるまで (兵庫県危機管理基本指針)	政府対策本部が 設置されたとき (特措法第22条第1項)
海外	連絡会議	警戒本部	対策本部	
国内	警戒本部	対策本部		
関西広域連合構成府県 及び隣接府県				
県内				

パブコメ案  
P29  
・  
改定版  
P29